

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏 名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 （常勤・非常勤、報酬有無）	社長等退任日	任期
山本 恵朗 ○	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等（経営非関与）	【勤務形態】非常勤、【報酬】無	2002年3月31日	終身
前田 晃伸 ○	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等（経営非関与）	【勤務形態】非常勤、【報酬】無	2009年4月1日	終身
塚本 隆史 ○	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等（経営非関与）	【勤務形態】非常勤、【報酬】有	2011年6月21日	終身
橋本 徹	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等（経営非関与）	【勤務形態】非常勤、【報酬】無	1996年6月27日	終身
近藤 克彦	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等（経営非関与）	【勤務形態】非常勤、【報酬】無	1997年6月27日	終身
齋藤 宏	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等（経営非関与）	【勤務形態】非常勤、【報酬】無	2009年4月1日	終身
杉山 清次	名誉顧問	経済団体活動、社会貢献活動等（経営非関与）	【勤務形態】非常勤、【報酬】無	2009年4月1日	終身

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

7名

その他の事項

1. 上記は、①当社の元代表取締役社長等※¹で当社および中核子会社※²所属の顧問等（○印）、②中核子会社の元代表取締役社長等で当社所属の顧問等について記載しています。上記顧問等の現時点の報酬総額は20百万円です。

※1：株式会社みずほホールディングスの元代表取締役社長等を含みます。株式会社みずほホールディングスは、2000年の「みずほフィナンシャルグループ」創設時における持株会社の名称です。現在は、株式会社みずほフィナンシャルグループが、同社の位置付けを承継しています。

※2：みずほ銀行、みずほ信託銀行、みずほ証券（なお、左記各社の合併前旧社も含みます）。

2. 当社に相談役制度はありませんが、元代表取締役社長等を顧問（常任顧問、名誉顧問）とする場合があります、みずほのコーポレートガバナンスのあるべき姿、透明性確保等の観点から、昨年度、社外取締役全員を交えた議論を経て、顧問制度の整理・見直しを行いました。顧問制度に関する社内規程においては、①顧問は経済団体活動や社会貢献活動等を担い、経営には関与しないことを改めて明定するとともに、今後については原則として、②常任顧問は、当社社長またはカンパニー長経験者のみが就任できるものとし任期は66歳とする、③その後、当社社長経験者は名誉顧問に就任できるものとし、任期は定めないが無報酬とする、ただし④当社グループにとって重要な対外活動を担う場合には報酬を支払うことがあり、上限を20百万円として、活動状況等を踏まえ1年毎に見直しを行う、⑤顧問制度や顧問の選任・報酬は社外取締役を中心とした会議体（指名委員会・報酬委員会・人事検討会議）を経て決定する、こと等を定めています。